

全国健康保険協会千葉支部
第23回 健康づくり推進協議会

令和5年度 千葉支部行動計画について

(令和5年9月 書面開催)

目次

・戦略的保健者機能について（運営方針）	P 2
・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	P 3
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	P 4～6
ii) 特定保健指導実施率及び質の向上	P 7～9
iii) 重症化予防対策の推進	P 10～11
iv) コラボヘルスの推進	P 12～13

戦略的保険者機能について

運営方針

事業主等と連携し、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに加入者の健康の維持・増進を図る。併せて、保健事業実施計画(データヘルス計画)の取組を着実に実施する。

項 目	担当グループ
第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	企画総務・保健
i)特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	保健
ii)特定保健指導の実施率及び質の向上	
iii)重症化予防対策の推進	
iv)コラボヘルスの推進	

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

事業計画

第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施< I、II、III >

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ◇ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:420,560人)
 - ・生活習慣病予防健診実施率64.2%(実施見込者数:270,000人)
 - ・事業者健診データ取得率 8.2%(取得見込者数:34,360人)
- ◇ 被扶養者(実施対象者数:108,290人)
 - ・特定健康診査実施率36.4%(実施見込者数:39,400人)

【健診実施率合計】 被保険者+被扶養者(実施対象者数:528,850人)
実施率65.0%(実施見込者数:343,760人)

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ◇ 被保険者(特定保健指導対象者数:62,089人)
 - ・特定保健指導実施率35.6%(実施見込者数:22,100人)
- ◇ 被扶養者(受診対象者数:3,704人)
 - ・特定保健指導実施率16.2%(実施見込者数:600人)

【特定保健指導実施率合計】 被保険者+被扶養者(実施対象者数:65,793人)
実施率34.5%(実施見込者数:22,700人)

iii) 重症化予防対策の推進

- ◇ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数30,000人
- ◇ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

iv) コラボヘルスの推進

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

事業計画

- ◇ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:420,560人)
 - ・生活習慣病予防健診実施機関の拡充を図る。
 - ・健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨を行う。
 - ・事業者健診データの取得勧奨を行う。
 - ・初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付けを図る。
- ◇ 被扶養者(実施対象者数:108,290人)
 - ・協会けんぽ主催のオプション集団健診を実施する。
 - ・地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
 - ・GIS(地理情報)等を活用した受診勧奨を行う。

R5年度KPI(重要業績評価指標)	参考	
	R4年度KPI	R4年度実績
① 生活習慣病予防健診実施率を <u>64.2%以上</u> とする	62.3%以上	62.9%
② 事業者健診データ取得率を <u>8.2%以上</u> とする	7.0%以上	3.6%
③ 被扶養者の特定健診実施率を <u>36.4%以上</u> とする	33.7%以上	24.7%

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

行動計画

◇被保険者

項目		取組月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	協会のシステムを活用し、支部で抽出した受診率の低い事業所等に対し、電話による受診勧奨を外部委託を活用して実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
②	新規適用事業所に対する電話による受診勧奨を外部委託を活用して実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
③	検診車を保有する健診機関に対し集団健診会場の増設を働きかけるとともに、新規健診実施機関の公募及び候補となる健診機関の調査を行い、受診機会の確保並びに受診者数の増加、健診実施機関の拡充を図る。					●	●	●	●	●	●	●	●
④	事業者健診結果データ提供に係る同意書の提出勧奨及び紙データの電子化パンチ業務について、民間事業者への外部委託により実施する。 また、大規模事業所等を中心とした職員による訪問勧奨を、他グループと連携のうえ実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤	令和6年度に生活習慣病予防健診の対象年齢(35歳)を迎える被保険者に対する受診勧奨(ご案内の送付)を外部委託により実施することで、健診受診に対する意識付けを図る。								●	●	●	●	●
⑥	県や市が主催する健康づくりに関する各種イベント等に参画し、加入者の方に健康づくりに関する情報を直接伝えることにより、健康づくり意識の醸成や健診受診率等の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

行動計画

◇被扶養者

項 目		取 組 月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対する受診勧奨(DMの送付)を行い、受診率の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	特定健診が未受診となっている被扶養者に対し、特に対象者が多い地域で会場を設け、特定健診・特定保健指導及びオプション検査の同時実施を行うオプション集団健診を協会けんぽが主催し、健診実施機関へ委託する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	各自治体と健康づくりに関する協定締結を進めがん検診との同時実施を図るなど、自治体と連携した受診率向上の取組を実施する。 同時実施が可能な市町に居住する健診対象者に対しては、集団健診の実施案内を送付し、受診率の向上を図る。		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
④	GIS(地理情報)を活用し、自宅付近の健診実施機関を案内することにより受診率の向上を図る。							●	●	●	●	●	●
⑤	令和6年度に特定健診の対象年齢(40歳)を迎える被扶養者に対する受診勧奨(ご案内の送付)を外部委託により実施することで、健診受診に対する意識付けを図る。									●	●	●	●
⑥	県や市が主催する健康づくりに関する各種イベント等に参画し、加入者の方に健康づくりに関する情報を直接伝えることにより、健康づくり意識の醸成や健診受診率等の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

事業計画

- ◇ 被保険者(特定保健指導対象者数:62,089人)
 - ・ 特定保健指導実施機関等の拡充を図る。
 - ・ 保健師の質の向上を図る。
 - ・ 当日保健指導の実施機関の拡充を図る。
 - ・ ICT(情報通信技術)を活用した特定保健指導による利便性の向上を図る。
- ◇ 被扶養者(特定保健指導対象者数:3,704人)
 - ・ 集団方式での健診を特定保健指導のセットにより実施する。
 - ・ 特定保健指導実施機関等の拡充を図る。
 - ・ 保健師の質の向上を図る。

R5年度KPI(重要業績評価指標)	参考	
	R4年度KPI	R4年度実績
①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>35.6%以上</u> とする	28.3%以上	14.1%
②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>16.2%以上</u> とする	14.8%以上	4.2%

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

行動計画

◇被保険者

項 目		取 組 月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	特定保健指導の対象者に対し指導機会の確保を図るため、特定保健指導利用案内率の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②	特定保健指導実施機関の状況を確認し実施件数の増加を働きかけるとともに、生活習慣病予防健診実施機関に対し、新規特定保健指導委託契約を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	特定保健指導実施機関へのヒアリングを通して健診当日の保健指導実施への課題等を共有し、当日実施の拡大を働きかける。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④	外部委託事業者及び協会所属保健師・管理栄養士とともに、ICTを活用した保健指導を推進し、対象者のニーズに応じた特定保健指導を実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤	保健指導実施計画書に基づく研修を通して、協会所属保健師・管理栄養士の育成と指導ノウハウの共有を図り、保健師等の質の向上に繋げる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥	特定保健指導受入れ拒否事業所における特定保健指導対象者に対し、対象者の自宅へ生活改善を促す文書を送付し健康に対する意識を高めてもらうとともに、保健指導を希望する対象者について相談体制の充実を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦	看護系大学等の実習を受け入れ、将来的に質の高い保健師の確保・育成を図る。		●	●			●						

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

行動計画

◇被扶養者

項 目		取 組 月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①	協会けんぽ主催のオプショングループ健診会場において、健診当日に特定保健指導の初回面談を同時に実施する。						●	●	●	●	●	●	●
②	外部委託により、特定保健指導利用券と案内文書を特定保健指導対象者へ送付する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③	令和4年度特定保健指導利用券未利用者に対して、健診受診前に健康意識啓発文書を送付することで、意識の向上を図る。		●	●	●	●	●						
④	被保険者の特定保健指導委託機関において、被扶養者の特定保健指導実施についても積極的な実施を推進するよう働きかける。		●			●			●			●	

iii) 重症化予防対策の推進

事業計画

- ◇ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数31,200人
 - ・ 外部委託による二次勧奨を確実に実施する。
 - ・ 医師会との連携によるCKD(慢性腎臓病)疑い者への受診勧奨を行う。
- ◇ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則って取組を実施する。
 - ・ 健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携を図る。

R5年度KPI(重要業績評価指標)	参考	
	R4年度KPI	R4年度実績
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上 とする	12.4%以上	9.2%

行動計画

◇未治療者への受診勧奨

項目	取組月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 高血圧、高血糖、高LDLコレステロール血症で重症化の可能性の高い方に対し、本部からの一次勧奨後速やかに対象者全員に文書による二次勧奨を実施する。また、回答書の提出があった対象者については電話による受診勧奨を外部委託により実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
② 医師会と連携を図り、CKD(慢性腎臓病)の疑いのある者に対し、近隣の腎臓専門医療機関等への受診勧奨を実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③ 被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域(高血糖・高血圧の重症域)である者に対して文書勧奨を実施する。		●	●	●								
④ 被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識啓発文書を送付する。	●	●	●									

iii) 重症化予防対策の推進

◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

項 目		取 組 月													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
①	千葉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、糖尿病性腎症治療中断者に対する受診勧奨を実施する。									●	●	●	●	●	●
②	健診実施機関及び糖尿病専門医と連携した、初期糖尿病性腎症患者への取組(仁戸名プロジェクト)へ参画する。		●				●				●				●

iv) コラボヘルスの推進

事業計画

- 健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大を図る。
- 健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施及び宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス(事業所カルテ活用の必須化)及びコンテンツ(健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)の標準化を踏まえた、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- 関係団体との連携強化を図る。
- 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

R5年度KPI(重要業績評価指標)	参考	
	R4年度KPI	R4年度実績
健康宣言事業所数を 1,130事業所 (※)以上とする	960事業所以上	1,160事業所

(※) 目標設定時期がR4年12月で本部から指定された数値のため、R4年度末に千葉支部で行った勧奨結果により、R5年度初頭の登録事業所数が当該年度のKPIを超えているという現象が発生しています。

また、千葉支部の健康宣言事業がスタートした当時は、取り組み目標設定が自由だったため、現在は必須項目とされている「従業員の生活習慣病予防健診受診率を100%にする」「特定保健指導の実施率50%を目指す」といった項目を目標としていない宣言事業所が多く存在します。現在宣言登録済みの1,160事業所中、521事業所は、前述の必須項目を宣言していません。そういった事業所に対して現在の「標準化した健康宣言」にご理解をいただきながら改めて宣言し直していただくよう働きかけを行うため、宣言事業所数が減る可能性があります。

行動計画

項 目		取 組 月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①	健康経営の普及促進及び健康宣言事業所数の拡大	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	広報(納入告知書同封チラシや健康保険委員向け広報紙、ホームページ等)による勧奨を実施する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	パートナー企業と協力連携した勧奨を実施する。(パートナー企業による事業所訪問)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	R4年度作成の取組事例集を増刷し勧奨実施時に配布する。	作成 (増刷)												

iv) コラボヘルスの推進

項 目		取 組 月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
②	健康宣言事業所へのフォローアップ、プロセス及びコンテンツの標準化を踏まえた健康づくりの取組みの推進 (健康づくりの取組みのサポート、強化)	健康宣言事業所向け情報誌「健康経営応援マガジン」を発行する。	●			●			●			●		
		健康宣言事業所に対する「事業所カルテ」の作成及び発送を行う。				← 作成 →		発送						
		健康づくりに関する出張セミナーを実施する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		歯の健康維持や予防歯科の意識醸成を図るため、歯科口腔健康診査を実施する。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		健康宣言事業所の健康課題に応じた個別相談等を実施する。 (健康経営優良法人応募フォローアップ)	← 随 時 →											
		健康宣言項目の取組を強化・推進するため、事業所訪問等を実施する。	← 随 時 →											
③	関係団体との連携強化	千葉県等の関係団体と連携した健康づくりイベントの開催や参画を行う(健康ちば推進県民大会等)。	← 随 時 →											
④	メンタルヘルス予防対策の推進	事業所への出張訪問によるメンタルヘルス講座を実施する。	← 随 時 →											
		産業保健支援センターと連携したメンタルヘルスセミナーを実施する(健康保険委員研修会にて実施する)。										●		